

議 第 4 4 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を下記
のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）6 月 5 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す
る条例

新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年条例第
5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（感染症の防疫等に関する作業に従事する職員の特殊勤務手当の特
例）

- 第 6 条の 2 前条の規定にかかわらず、職員が特定新型インフルエン
ザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 3
1 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型
インフルエンザ等に係る同法第 34 条第 1 項に規定する市対策本部
が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市
民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であっ
て規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、1,500 円
（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与
えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000 円）
を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める

額とする。

附則第4項及び第5項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年3月31日条例第5号）

改正後	改正前
<p>（感染症の防疫等に関する作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）</p> <p>第6条の2 前条の規定にかかわらず、職員が特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第34条第1項に規定する市対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 第6条に定めるもののほか、感染症の防疫等に関する職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第6条に規定する手当は、支給しない。</p> <p>5 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める基準額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 勤務1日につき 3,000円</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 第6条に定めるもののほか、感染症の防疫等に関する職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて規則で定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第6条に規定する手当は、支給しない。</p> <p>5 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める基準額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 勤務1日につき 3,000円</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に</p>

改正後	改正前
	<p>接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業 勤務1日につき 4,000円</p>